

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により和光都市計画を次のとおり変更をしたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 23 日

和光市長 柴崎 光子



1 都市計画の種類及び名称

和光都市計画地区計画の変更（和光北インター東部地区）

2 都市計画を決定する土地の区域

和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部（和光北インター東部地区）

3 縦覧場所

和光市都市整備部都市整備課